

2013年12月25日

日米共同訓練 群馬・新潟・長野による申入れ交渉

<防衛省>

回答 防衛省 地方協力局 地方協力企画課 地方企画室 調整係長

大江 清敏 防衛事務官

防衛省防衛政策局日米防衛協力課

関 兼文 米軍再編班長、ほか2名

質問1

防衛省は本年12月6日、2014年2月下旬～3月中旬に、米軍の垂直離着陸輸送機MV22 オスプレイを使った陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練を、群馬県相馬原演習場（榛東村、高崎市）と、新潟県関山演習場（上越、妙高両市）で行うと発表をした。

米軍の垂直離着陸輸送機MV22 オスプレイは、機体制御に関わる基本性能で欠陥を持っている。両演習場におけるMV22 オスプレイの参加について、これを取りやめるよう米政府に申し入れること。

回答1

今回実施する日米共同訓練は、戦術面などでの相互理解と意思疎通を深めるため、欠かせないものだと考えている。高い機動能力と輸送能力を有するMV22 オスプレイを使用することにより、双方にとってこれまで以上に、充実した訓練を実施することができると考える。

また、MV22 オスプレイは沖縄の負担を軽減し、本土に分散させる観点からも、昨年(2012年)9月の日米合同委員会合意に従い、沖縄以外の場所での飛行訓練を行う可能性を検討してきているところ。そして、本年(2013年)10月の2+2共同発表において、MV22の沖縄における駐留および訓練の負担を削減し、日本本土および地域におけるさまざまな運用など、さまざまな機会を検討している。米側とも調整しているところであり、このような状況をご理解いただきたい。

質問2

米軍の垂直離着陸輸送機MV22 オスプレイの機体「安全性」については、全国知事会も強く懸念しているところ。政府は、MV22 オスプレイの機体「安全性」について、科学的、技術的知見により、納得できる根拠を示すこと。

「日米地位協定の実施に伴う航空特例法」により、米軍機MV22 オスプレイも、国内航空法の耐空証明も免除されている。それ故、耐空証明の免除を補う相当程度の機体「安全性」が示されないと考えられるが、この点について政府の見解を示すこと。

回答2

全国知事会や、地域の皆様方の安全性に対する懸念や不安については十分承知している。それについては、過去にMV22が日本国外で事故を起こしているからだと認識している。

わが国に配備するという観点から、米国の調査報告だけによることなく、航空パイロット、技術者を加えた分析評価チームで、直ちに分析、評価を行っている。直前に起きたモロッコやフロリダでの事故、米側での調査報告では機体の影響ではなく、人為的なミスだという結論に導かれているが、わが国の調査でも同様の結論が出ている。しかし、米側が改善すべき点ということについて、米側からの提案だけでなく、機長と副機長の意思の疎通、連携がうまくいってなかったのではないかという点など、機体の影響には問題ないという結論の下に、人為的ミスをいかに防ぐかということ、日米双方の協議の中で詰めて合意した。さらに、日米合同委員会合意については、市街地上空を飛ばない、危険な施設の上は回避するなどの制限を加えている。そういったことで、少なくともわが国における、MV22の飛行には安全性が確認されると考えている。

(特例法については) 耐空証明が免除されているということは承知している。地位協定の実施に伴う航空特例法であり、法令なり条約を所管している外務省、国土交通省にご質問いただきたい。しかし、それを前提に説明するが、実際に米軍機に耐空証明は免除され、自衛隊も自衛隊法に基づき、義務付けられていない。したがって、全ての軍用機に耐空証明は課されていないのが実態であり、これは日本独自の制度ではなく、米国も同様の制度である。民間航空機の飛行を念頭においた航空法の体系であり、ただちに軍用機にあてはめるものではないと承知している。

しかし、耐空証明がないことで、安全ではないかといえ、それに代わる証明として、米国では米海軍システムコマンドという、安全性を証明する部署があり、日本の国内法上の耐空証明がなされずとも、安全性については担保されていると考えている。

質問3

陸上自衛隊と米海兵隊の部隊が協同して実施してきた演習「フォレスト・ライト」は、そもそも集団的自衛権の発動を禁じる現憲法が許さない集団的自衛権行使に踏み込む訓練であると考え、防衛省の見解を示すこと。

回答3

米海兵隊と自衛隊の相互理解を深め、向上させる訓練であり、防衛にとって必要。オスプレイはあくまで、わが国の防衛のために必要であり、憲法上、問題が生ずるものではなく、ご指摘には当たらないと考えている。

質問4

今次、群馬県相馬原演習場および新潟県関山演習場で行う協同訓練は、昨年米国が発表した「環境レビュー最終版」の飛行訓練ルート・ブルーラインの米軍機低空飛行訓練にMV22 オスプレイを展開させる呼び水となるものと考えているが、これらの訓練は行わぬよう米

政府に申し入れること。

回答4

環境レビューは昨年（2012年）6月に米側から公表されたものであり、その中にはオスプレイではなく、これまで戦闘機が行ってきた訓練、ルートが記載されていると承知している。ブルールートについても記載されているが、米側としてはこの3つの方法、航路を利用するということが示されている。実際にそのルートをどのように使うかという点については、今のところ承知していない。ブルールートを使用してオスプレイの訓練を行う情報もない。

質問5

日本政府は、米軍施設、区域の「外」でも、日本駐留の米軍が訓練を含む行動を行うことが出来ると見解を示しているが、飛行訓練ルートなるものにおいて、米軍機MV22 オスプレイの低空飛行訓練が汎用化するとすれば、当該地域において、重大な障害と危険性をもたらす。

少なくとも日本政府は、飛行訓練ルートおよび、米軍への提供訓練空域「トレーニングエリア」でのMV22 オスプレイを含む飛行訓練について、訓練実施の事前に、当該県および当該市町村に詳細な訓練計画を示し、その了解を得ること。

回答5

米軍機の飛行訓練について、日本国政府に対し、事前通告が義務付けられているわけではない。事前の情報提供が困難である点をまずご理解いただきたい。一方、MV22 オスプレイを含めた軍機に関する地元の皆様からのご懸念の声があるというのも事実だ。それを踏まえて、米軍から得られた訓練にかかわる情報について、すみやかに関係自治体等にお知らせしているところ。今後も得られた情報については、すみやかに提供を行う。

質問6

今次、群馬県相馬原演習場および新潟県関山演習場で行う協同訓練が、沖縄県における「基地負担の軽減」につながるものとは考えられない。

日本駐留の米軍は、近年、基地機能と訓練そのものを極端に増大させており、沖縄県外の米軍訓練の如何にかかわらず、沖縄県が受ける基地負担と米軍訓練は増大している。群馬県相馬原演習場および新潟県関山演習場で行う協同訓練は、沖縄県内で行われる米軍訓練とは全く異なる目的の訓練であると考えられ、したがって、沖縄県の「基地負担の軽減」などと喧伝することはやめること。

回答6

オスプレイについては、日米合同委員会合意の沖縄の負担軽減ということ踏まえ、沖縄県外における訓練を日米間で検討するという方向性が示されている。また、2+2で日

米外務、防衛両担当閣僚から文書が公表され、沖縄の負担を分担する観点から、沖縄県外での（訓練を行う）旨の決定をしている。このような決定や合意を踏まえ、あらゆる角度から検討してきた結果、オスプレイの日米共同訓練を初めて、本年（2013年）9月に滋賀県の饗庭野演習場で行わせていただいた。また、天候等の理由で中止になったが、高知県でオスプレイ参加の防災訓練についても計画させていただいた。新潟県の関山演習場、また群馬県の相馬原演習場における日米共同訓練についても、オスプレイを使用する方向で調整している。

沖縄で行われている訓練が移転しているわけではなく、それが直ちに沖縄の負担軽減に資するののかという厳しいご意見があることは理解している。しかし、沖縄に配備されているオスプレイが近郊ではなく、県外に一時的にでも移転なり、運用されるということは着実に沖縄の負担軽減に資するものになると考えている。今後も2+2の合意なりに従って、県外も含めて検討していくという方向でご理解いただきたい。

※当初質問以外の質疑から

- （1）関山と相馬原の訓練に連携性、一体性はあるのか。連携はなく、個別に同期間、同時間帯で行うということか。

【回答】

時間と場所が決まったことを公表しているだけ。2つの演習場をどう使うか、連携しているのかどうなのか、訓練計画を積み重ねているところであって、つまびらかに状況をお答えすることができない。関山は自衛隊、相馬原は米軍だけということではなく、各々の場所です連携ということは当然予想される。しかし、関山と相馬原の訓練の連携、訓練計画が立っていないので、答えられない。

- （2）訓練のために入ってくるオスプレイはいかなる位置付けか。また、それは事前に把握できるか。

【回答】

饗庭野や高知県で受けたご懸念を踏まえて、具体化していく訓練計画、訓練ルートの開示、情報提供については引き続き行う。（本旨には明確な回答なし）。

- （3）自治体に対し、どのような訓練内容を伝えて了解を得るか。住民説明会は開かれるのか。

【回答】

米軍から得られた情報をすみやかに公開することが、われわれのレベルでも出来ることだと考えている。地位協定、安保条約という原則はあるが、地元の皆様方の要請に基づいて出来る限りの情報は開示するよう、米側に申し入れており、今後も継続する。（住民説明会は）自治体のほうから要請があれば開く。